

一般名処方について

- ◆ 一般名処方とは、医薬品の有効成分の名前で処方することです。これにより、保険薬局でお薬を受け取る院外処方では、先発医薬品もしくは有効成分が同一の後発医薬品を患者様ご自身で選ぶことができます。
- ◆ 医薬品の供給状況が不安定な場合、一般名処方を行うことにより、保険薬局において供給・在庫の状況に応じた調剤が可能になるため、患者様に適切に医薬品を提供することができます。
- ◆ 一般名処方の推進についてご理解とご協力をお願いします。